

飼料増産受託組織等拡大緊急対策事業の申請に伴う積算根拠の作成について

補助事業により農業機械を導入するにあたっては、作業面積に対して必要な機械の大きさや台数を積算することにより、過大な機械の導入とならないよう、適正な積算が求められています。

このことから、特に飼料増産受託組織等拡大緊急対策事業については、大型の機械が複数申請されることが予想されるとともに、既存整備済機械能力との整合性の検討が必要なことから、申請する機械や台数について、下記の通り十分精査した上で申請願います。

1. 自走式フォーレージハーベスター

利用規模の下限は牧草で300ha、青刈とうもろこし135ha（北海道での平均的な基準）となります。別紙の「積算根拠様式1」を提出願います。

2. ホイルローダー

別紙の「積算根拠様式2」にて積算根拠（サイレージの積込作業）を作成して提出願います。「積算根拠様式2」以外で積算を行っている場合は、積算根拠様式3にて提出願います。

3. 上記以外の機械

別紙の「積算根拠様式4-1、2」を活用し、申請機械の大きさや台数を精査して申請してください。（本資料は農協で保管するとともに、検査の際に提示できるよう整備して下さい。）

4. その他

農業機械の能力積算に当たっては、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」を参考とし、適切な積算に努めるとともに、当該積算に利用した根拠や数値の仕様諸元について、申請書類とともに保管願います。

また、導入係数の積算結果が1を下回る場合はリース対象となり得ないことから、導入機械の規格を下方修正するなどの検討を実施して下さい。

なお、導入後の計画において、既存機械を能力増強により入れ替える場合は、固定資産台帳の整理を実施するよう留意願います。